

環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和3年10月分）

◆ 対応事例

対応事例 1

件名	P C B 含有安定器のアンケート調査について
概要	都から委託を受けたという業者から照明器具のP C B 含有安定器に関する調査書類が届きました。これは本当に都が実施している調査でしょうか。
対応	<p>この調査は、高濃度のポリ塩化ビフェニル（P C B）を使用した安定器の法定処分期限が令和5年3月31日（東京事業エリア）に迫っていることを受け、東京都環境局が実施している調査です。令和3年度は、調査票の発送やお問合せ対応を株式会社ゼンリンに委託しています。</p> <p>P C B 廃棄物が法定期限を過ぎてから見つかった場合には、法律違反になるだけでなく、処分施設がなくなるため将来にわたり処分することができなくなってしまいます。調査票が届いた方におかれましては、調査への御協力と期限内の適切な処分をお願いいたします。</p> <p>・ P C B 含有安定器のアンケート調査にご協力ください https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/pcb/pcb_2.html</p>